

積立式定期貯金 商品概要説明書

(平成 22 年 5 月 10 日現在適用中)

1. 商品名	・積立式定期貯金(エンドレス型・満期型)																		
2. 販売対象	・法人および個人																		
3. 期間	・エンドレス型 積立期間の定めはありません。 ・満期型 1年以上10年以下(3か月の据置期間を含みます)																		
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で分割預入 ・1回当たり1,000円以上 ・1円単位																		
5. 支払方法	・全額解約、個別定期全額解約、一部支払及び概算金解約の方法があります。																		
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・エンドレス型 預入のつど、預入日の3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期貯金(法人の場合には、2年もの自由金利型定期貯金(M型))の店頭表示の利率を適用します。 ・満期型 預入のつど、預入日から目標日までの期間に応じた期日指定定期貯金または自由金利型定期貯金(M型)(法人の場合には、自由金利型定期貯金(M型)のみ)の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・個人の場合は20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。																		
7. 手数料	—																		
8. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による預入ができます。 ・個人の場合はマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。																		
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・期日指定定期貯金の場合 次の預入期間に応じた利率で、1年複利の方法により計算します <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が6か月未満の場合</td> <td style="padding-left: 20px;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td style="padding-left: 20px;">預入時の2年以上の利率×40%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が1年以上1年6か月未満の場合</td> <td style="padding-left: 20px;">預入時の2年以上の利率×50%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が1年6か月以上2年未満の場合</td> <td style="padding-left: 20px;">預入時の2年以上の利率×60%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が2年以上2年6か月未満の場合</td> <td style="padding-left: 20px;">預入時の2年以上の利率×70%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が2年6か月以上3年未満の場合</td> <td style="padding-left: 20px;">預入時の2年以上の利率×90%</td> </tr> </table> ・自由金利型定期貯金(M型)の場合 次の預入期間に応じた利率により計算します。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が6か月未満の場合</td> <td style="padding-left: 20px;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td style="padding-left: 20px;">約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が1年以上2年未満の場合</td> <td style="padding-left: 20px;">約定利率×70%</td> </tr> </table> ただし、計算後の利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、解約日における普通貯金利率 ・中間払利息が支払われている場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。	預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が6か月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%	預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%	預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%	預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%	預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%	預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×50%	預入期間が1年以上2年未満の場合	約定利率×70%
預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率																		
預入期間が6か月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%																		
預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%																		
預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%																		
預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%																		
預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%																		
預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率																		
預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×50%																		
預入期間が1年以上2年未満の場合	約定利率×70%																		
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利																		

	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。